

高介発 第000828号
平成25年9月4日

高齢者支援センターささえりあ 御中
居宅介護（介護予防）支援事業所 御中
特定福祉用具販売事業者 御中

熊本市高齢介護福祉課長 山浦 英樹
（ 公 印 省 略 ）

特定福祉用具購入における介護給付の取り扱いについて

平素は、本市の介護保険行政の推進についてご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、本市では次の通り取り扱いますので通知します。

記

1. 特定施設入居者生活介護を受けている者等の特定福祉用具購入の取扱いについて

（介護予防）特定施設入居者生活介護・（介護予防）認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている者の福祉用具購入の可否について

「（介護予防）特定施設入居者生活介護または（介護予防）認知症対応型共同生活介護もしくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービス・介護予防サービスまたは、指定地域密着型（介護予防）サービスにかかる介護給付費（（介護予防）居宅療養管理指導費を除く）は算定しないものであること」と規定してあるため、特定福祉用具購入の介護給付は算定できません。

参考法規

- ・指定地域密着型サービスの介護報酬の通則
- ・指定介護予防サービスの介護報酬の通則
- ・介護保険法 第8条
- ・介護保険法 第8条の2

2. 特定福祉用具購入に関しての介護給付の対象とならない事例

1) 踏み台使用での入浴用いすの購入について

踏み台としての使用は目的外であるため、給付の対象となりません。

2) 入浴用いす購入直後のシャワーキャリーの購入について

シャワーキャリーは、入浴用いすとして使用するものであるため、同一品目の複数購入となり、2つ目の入浴用いすは給付の対象となりません。

※ 本人の身体状況からシャワーキャリーが必要と判断した場合は、事前に区役所福祉課までご相談ください。

3) 縁にかからない入浴台の購入について

入浴台は「浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る」と、老振発第 0410001 号で規定されているため、縁にかからない入浴台は給付の対象となりません。

4) 同一品目の複数購入について

浴槽内いすを2つ購入するなど、同一品目の複数購入については、2つ目以後は給付対象になりません。

5) ポータブルトイレ・補高便座のリモコンについて

ポータブルトイレ・補高便座等のリモコンは、本来の目的にそぐわないため介護保険給付対象となりません。ただし、ウォシュレット付き補高便座同様、操作ボタンについては給付対象に含めます。したがって、取外し可能な壁付けリモコン付きを購入した場合は金額を分けて、リモコン分は自己負担としていただく必要があります。その際の割合についての規定はありませんが、メーカーからの見積りなどリモコンのみの金額が証明できるのが必要です。

6) ポータブルトイレと入浴用いすなど、年度をまたいで別品目を複数購入した場合は、購入年度ごとに分けて申請書の作成をお願いします。

(提出は同時でかまいません)

7) 高齢者の住まいに入居・入所中の方は、建物名まで記入をお願いします。

※ 判断がつかないようなものに関しては、区役所福祉課又は高齢介護福祉課までご相談ください。

※ 受付後の再チェックで不備等があった場合は、ケアマネジャーもしくは指定事業所へ連絡・修正等を求める場合があります。